

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 愛知県
（氏名） A

上記被審人に対する令和2年度（判）第22号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官川嶋彩子、審判官城處琢也、同松本佳織から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金15万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和3年6月9日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第16号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和3年4月8日

金融庁長官 氷見野 良三

(別紙)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第16号に該当

被審人は、自動車部品の開発・製造・販売等を目的とし、その発行する株式が東京証券取引所市場第一部に上場されているアイシン精機株式会社（以下「アイシン精機」という。）の子会社であり、自動車部品の開発・製造・販売等を目的とするアイシン・エイ・ダブリュ株式会社（以下「アイシンAW」という。）の社員であるが、令和元年10月31日午前11時26分頃、その職務に関し、アイシン精機との合併にかかる基本合意契約の締結の交渉をしていたアイシンAWのB役員が、その交渉に関し知り、その後、同社のCが、職務上、Bから伝達を受けた、アイシン精機の業務執行を決定する機関が、アイシンAWと合併を行うことについての決定をした旨の重要事実をCから伝達を受けて知りながら、法定の除外事由がないのに、上記重要事実が公表された令和元年10月31日午後1時頃より前の同日午後0時30分頃、D証券株式会社及びE証券株式会社を介し、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所において、自己の計算において、アイシン精機株式合計200株を買付価額合計760,000円で買い付けたものである。

2 法令の適用

法第175条第1項第2号、第176条第2項、第166条第1項第5号、第4号、第2項第1号又

3 課徴金の計算の基礎

上記1に掲げる事実につき

(1) 法第175条第1項第2号の規定により、当該有価証券の買付けについて、業務等に関する重要事実の公表がされた後2週間における最も高い価格(4,575円)に当該有価証券の買付けの数量を乗じて得た額から、当該有価証券の買付けをした価格にその数量を乗じて得た額を控除した額。

$$(4,575 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) - (3,800 \text{ 円} \times 200 \text{ 株}) \\ = 155,000 \text{ 円}$$

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切り捨てて、150,000円となる。